

可茂消防事務組合議会

第1回定例会資料

令和6年3月13日

目 次

議案番号	議案名	ページ
議第 1 号	可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について	----- 1
議第 3 号	令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について	----- 5

[議第 1 号]

可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について

【議案書 1 頁】

1 改正の背景

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められている手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところですが、今般、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定されましたので、これに倣い、可茂消防事務組合手数料条例を改正するものです。

2 主な改正の概要

(1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）関係

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る審査の区分ごとの審査手数料の額を引き上げます。（別表（第 2 条関係）2 の部 2 の項中ホ(1)から(8)）

手数料を徴収する事務名	設置許可申請手数料	
	現行	改正案
浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 （※ 1） 及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 （※ 2）	危険物の貯蔵最大数量 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000 円 <u>1,450,000 円</u>
	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000 円 <u>1,720,000 円</u>
	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,590,000 円 <u>1,920,000 円</u>
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,950,000 円 <u>2,360,000 円</u>
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,270,000 円 <u>2,740,000 円</u>
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000 円 <u>5,640,000 円</u>
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000 円 <u>7,240,000 円</u>
	400,000 キロリットル以上	7,070,000 円 <u>8,790,000 円</u>

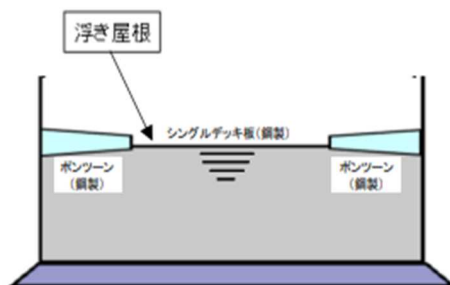
※1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

最大数量が1,000キロリットル以上の屋外に設置されたタンクで、貯蔵物の液面に鋼製の落とし蓋を浮かべた構造です。貯蔵物の増減に伴い、浮き屋根が上下するため、屋根と貯蔵物との空間が少なく、揮発性が高い危険物を貯蔵するのに用いられます。

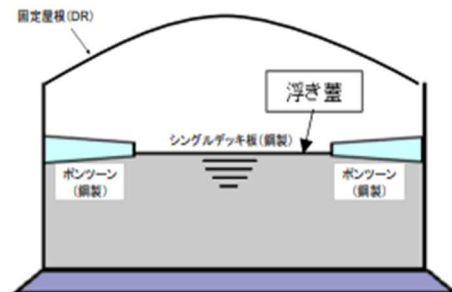
※2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

※1の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に固定屋根が取り付けられたもので、貯蔵物の揮発を抑え、雨水が侵入しにくいという特徴があります。

※1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所



※2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所



(2) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）の許可を受けた移動式製造設備（LPガスを運搬・充填するタンクローリー ※3）の高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）上の製造許可の申請に係る審査手数料を規定します。（別表（第2条関係）16の部中ロ）

	液石法による手数料	高压法による手数料
	充填設備設置許可申請	高压ガス製造許可申請 (移動式) (注)
現行	28,000 円	処理容積に応じて 7,400 円～91,000 円
改正案	28,000 円	<u>6,000 円</u>

(注) 「民生用途」で用いる容器に充填する場合は、液石法上の許可を受け、「工業用途」で用いる容器に充填する場合は、更に高压法上の許可が必要となります。

例： 工場で空調をする場合、主な目的が従業員のために空調に使用する場合は、液石法（民生用途）の適用を受け、生産設備やコンピューターを冷やすために使用する場合は、高压法「工業用途」の適用となります。

※ 3 移動式製造設備（LPガスを運搬・充填するタンクローリー）



(3) 液石法関係

液石法の完成検査の手数料の減額対象となる条件に、認定高度保安実施者（高压ガス法において高度な保安を確保することができる者として経済産業大臣に認定された者）が行う完成検査を規定します。（別表（第2条関係）33の部1の項）

3 施行期日等（附則）

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

施行日前までに申請を受理したものについては、従前の例によることとします。

[議第3号]

令和6年度可茂消防事務組合市町村分担金について

【議案書21頁】

【特別分担金の算出】

○ 市町村防災行政無線の火災放送に係る経費を実施市町で均等割り。

令和6年度市町村防災行政無線による火災放送に係る特別分担金算出表

(単位：千円)

区分 市町村	A 集中制御装置 保守費用	B 集中制御装置 点検費用	C 合計 (A + B)
美濃加茂市	112	80	192
可児市	—	—	—
坂祝町	112	80	192
富加町	112	80	192
川辺町	112	80	192
七宗町	112	80	192
八百津町	112	80	192
白川町	112	80	192
東白川村	—	—	—
御嵩町	112	80	192
合計	896	640	1,536